

別表(第5条関係)

次の基準を遵守するように努めること。

第1 水質基準

- 1 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
- 2 濁度は、2度以下であること。
- 3 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L以下であること。
- 4 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましいこと。
- 5 塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は、0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。
- 6 大腸菌は、検出されないこと。
- 7 一般細菌は、200CFU/mL以下であること。
- 8 総トリハロメタンは、0.2mg/L以下であること。
- 9 オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、1から4まで及び6から8までに定める基準を適用するものであること。
- 10 海水又は温泉水を原水として利用するプールについて、常時清浄な用水が流入し清浄度が保てる場合には、4及び5に定める基準については適用しなくてもよいこと。
- 11 原水である海水又は温泉水の性状によっては、1から5まで、7及び8に定める基準の一部については適用しなくてもよいこと。ただし、原水に温泉水を利用する場合、原水は少なくとも温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する飲用可の水質基準を達成していること。また、濁度は5度以下が望ましいこと。
- 12 検査方法については、次のとおりとする。
 - (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）若しくは上

【指定管理仕様書資料⑩】

水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。ただし、水素イオン濃度については、電極法による測定でも差し支えないこと。

- (2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチルー p - フェニレンジアミン法（DPD法）又はそれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (3) 大腸菌の測定は、特定酵素基質培地法によること。

第2 施設基準

1 プール設備

(1) プール本体

- ア 不浸透性材料を用いること。
- イ 給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。
- ウ 利用者が見やすいようにプール本体の規模に応じて適当数の水深表示を行うこと。

(2) 給水設備

- ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置をとること。
- イ 常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

(3) 消毒設備

- ア プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとする。
- イ プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度とする。以下同じ。）が均一となるよう注入口数及び注入位置を定め、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。
- ウ 液体塩素等の消毒剤等が安全に保管でき、危害を防止できる構造設備とすること。
- エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。
- オ オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(4) 浄化設備

ア プールには消毒設備のほか、循環ろ過方式等の浄化設備を設けること。

イ 浄化設備の能力は、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるよう設定することとし、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対し少なくとも1時間当たり6分の1の処理能力を有することとし、夜間、浄化設備を停止するプールにあっては、少なくとも1時間当たり4分の1の処理能力を有すること。

ウ 取水口等は、できるだけプール水の水質が均一にできる位置に設けること。

エ 循環ろ過装置は、その出口における処理水の濁度が、0.5度以下（0.1度以下が望ましい。）を維持できるものであること。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

(5) オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

イ 唾液及びたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であって、そのオーバーフロー水を再利用する場合は、当該オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

(6) 適用除外

海水又は温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し、清浄度が保てる構造のものである場合は、(3)及び(4)の基準の一部を適用しなくてもよいこと。

2 附帯設備

(1) 更衣室

ア 男女を区別し、双方及び外部から見透せない構造とすること。

【指定管理仕様書資料⑩】

イ 利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

(2) 洗浄設備

ア シャワー、足洗い場（足の洗浄が可能なシャワーで代替しても差し支えない。）等の洗浄設備を設けること。

イ 更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、かつ、通過式洗浄設備とする等プールの利用者が遊泳前に洗浄できる構造とすること。

ウ 容易に排水ができる構造設備とすること。

エ 腰洗い槽を設置する場合は、その水質管理が行いやすい構造設備とすること。

オ シャワー水等洗浄設備で用いた水は、原則としてプール水として再利用する構造としないこと。

(3) 便所

ア 男女別に利用者数に応じ必要な数を設置すること。

イ 床は、不浸透性材料を用い、水洗式の構造設備とすること。

ウ 衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗いを設置すること。

(4) うがい設備並びに洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー

ア プールサイドにうがいができ、遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。

イ 洗面及び洗眼できる設備及び遊泳者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設置すること。

ウ 衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とするとともに、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数を設置し、かつ、飲用に適する水を供給すること。

(5) くずかご

適当な場所に必要な数を備えること。

(6) 照明設備

【指定管理仕様書資料⑩】

屋内プール又は夜間使用する屋外プールは、水面及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるよう照明設備を設けること。ただし、水中照明の設置、出入口、水深等の表示、附帯設備等が見えるようにする等プール内及びプールサイドの管理が十分できるように講じられている場合は、この限りでないこと。

(7) 換気設備

ア 屋内プールでは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理基準に規定する二酸化炭素の含有率の基準（0.1%以下）を達成できる能力を有する換気のための構造設備を設けること。

イ 吸気の入入口及び排気口の位置についても配慮すること。

(8) 消毒剤等資材保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。

(9) 採暖室及び採暖槽

プールに附帯して採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

第3 維持管理基準

1 管理責任者及び衛生管理者

- (1) プールに、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者を置くこと。
- (2) プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有する者を充てること。
- (3) プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者は、同一の者が兼ねることも差し支えないこと。

2 プール水の管理

- (1) プール水は、常に消毒を行うこと。
- (2) 遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。
- (3) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を清浄に保つこと。
- (4) 新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。
- (5) プール水の温度は、原則として22度以上とし、均一になるようにすること。
- (6) プール水の水質検査

ア 遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましい。）をすること。

イ 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を行うこと。

ウ 総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年又は夏期営業のプールにあつては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあつては水温が高めの時期とすること。）を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。

エ 利用者が多数である場合等汚染負荷量が多い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

(7) 水質検査の結果が基準に適合していない場合の措置

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合していない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。また、一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lを下回った場合には、一時遊泳を中止し、直ちに塩素剤を追加するなどして遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lを下回った場合にはイの措置をとること。遊離残留塩素濃度が0.4mg/L以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置をとること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、イ及びウについて「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4mg/L」を「0.1mg/L」と読み替えるものとする。二酸化塩素濃度が0.4mg/Lを、又は亜塩素酸濃度が1.2mg/Lを超えた場合は、二酸化塩素の注入量の調整、補水等によって速やかに改善を図ること。

(8) 水質検査の試料採水地点は、矩形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じ、適切な地点を選び行うこと。

3 プール設備及び附帯設備の維持管理

(1) 入替え式プールは、少なくとも5日ごとに1回、プール水の全量を入れ替えること。ただし、利用の状況等によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。

(2) 入替え式プールは、全換水時には、汚染を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、常に藻の発生防止に努めること。

(3) 期間を定めて使用するプールにおいては、使用開始前及び使用終了

【指定管理仕様書資料⑩】

後、十分な清掃並びに設備の点検及び整備を行うこと。年間を通じて使用するプールについても日常の清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

- (4) プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに随時点検を行うこと。
- (5) プールに使用する消毒剤は、他の薬剤と混和しないように、適切に管理すること。当該使用する薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定される危険物に該当する場合は、これらの法律に定める規定を遵守すること。
- (6) プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスが漏れること等による危害を防止するため、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法等の関係法規に定める規定を遵守し、適切に管理すること。
- (7) 浄化設備は、原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。浄化設備が運転時間内で浄化の目的が達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化をより詳細に把握すること。
- (8) 循環ろ過装置の出口の濁度の検査については、少なくとも年1回以上行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。
- (9) 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。
- (10) プール水の循環系統は、随時清掃し、常に清浄を保つこと。常に新規補給水量を把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。
- (11) 足洗い場、シャワー水（上がり用シャワー水を含む。）等に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置をとること。
- (12) 足洗い場を用いる場合には、塩素系消毒薬を投入すること。遊離残留塩素濃度は、50mg/L以上100mg/L以下に保つよう塩素系消毒薬の

【指定管理仕様書資料⑩】

投入量を適宜調整するとともに、随時、水の入れ替えを行い、清浄を保つこと。

- (13) 腰洗い槽を用いる場合は、低温とならないよう配慮するとともに、専用の循環ろ過装置を設置することが望ましいこと。遊離残留塩素濃度は50mg/L以上100mg/L以下の範囲に維持すること。
- (14) 高濃度の塩素に対して過敏症等の傾向のある利用者については、腰洗い槽は使用させず、シャワー等による洗浄で代替させること。
- (15) 足洗い場及び腰洗い槽には、医薬品の承認を受けた塩素系消毒薬を用いること。
- (16) プール水、足洗い場水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全にも十分配慮し、特に高濃度の残留塩素を含む排水に留意すること。
- (17) 屋内プールにあっては、空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%を超えないこと。
- (18) 空気中の二酸化炭素の含有率の測定は、2月以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (19) 空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、プールサイド、居室等施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上150cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。
- (20) 空気中の二酸化炭素の含有率が基準に適合しているか否かの判定は、使用開始時から中間時まで及び中間時から使用終了時までの適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。
- (21) 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
- (22) プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び附帯設備を点検し、衣類の残留その他異常の有無を確認するとともに、関係者以外の立入り及び動物の侵入ができないよう措置すること。

- (23) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして、適切に管理すること。その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

4 利用者の管理

- (1) 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者は、遊泳をさせないこと。また、単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。
- (2) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。なお、利用者数は、プール設備に見合ったものとし、施設内の安全及び衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置をとること。
- (3) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
- (4) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。
- (5) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合は、プールを汚染しないようにさせること。
- (6) 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

5 その他

- (1) プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。

【指定管理仕様書資料⑩】

- (2) プールに起因する疾病等が発生したときは、直ちに保健所長に報告すること。
- (3) 事故発生時には、直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所長に報告すること。
- (4) 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔に保ち、その他の不特定多数の者が使用するものについても必要な衛生的管理を行うこと。